

各 位

平成 27 年 10 月 21 日

ベンチャーファンド発行者名	ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人
	(コード：8721)
代表者の役職・氏名	執行役員 木暮 康明
資産運用会社名	SBIアセットマネジメント株式会社
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 西川 卓男
連絡先担当者名	商品企画部 小形 宗啓
連絡先 TEL	03-6229-0180

## 平成 27 年 10 月 21 日投資主総会決議事項に関するお知らせ

平成 27 年 10 月 21 日開催の投資主総会において、下記の事項が承認、可決されましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 決議事項

##### 第 1 号議案 規約一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

原案につきましては、添付の「投資主総会招集ご通知」をご覧ください。

##### 第 2 号議案 執行役員 1 名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、執行役員に木暮康明氏が選任されました。

##### 第 3 号議案 監督役員 2 名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監督役員に小西輝子、高橋邦明の両氏が選任されました。

以 上

平成27年10月6日

# 投資主各位

東京都港区六本木一丁目6番1号  
ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人  
執行役員 木 暮 康 明

## 投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人の投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討頂き、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されず、かつ議決権行使書面が平成27年10月20日午後5時までに到着しないときは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第93条第1項および第3項ならびに本投資法人規約第27条第6項および第7項により、本投資主総会の議案につき賛成されたものとみなされ、かつ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。(本投資法人規約抜粋)

### 第27条第6項

投資主が投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなします。

### 記

敬 具

1. 日 時 平成27年10月21日(水曜日) 午前10時  
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパルク東京 3階「牡丹」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 投資主総会の目的である事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件  
議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」  
(2頁から5頁)に記載のとおりであります。
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員2名選任の件

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名に委任することができます。この場合、投資主本人の議決権行使書面とともに代理権を証する書面をご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.v-revitalize.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるSBIアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 第1号議案：規約一部変更の件

#### (1)変更の理由および変更箇所

①「租税特別措置法施行規則」の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたことに伴い、規定を変更するものです。

第25条第2項（金銭の分配の方針）

②平成26年12月1日に施行された投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）の改正その他の法令等の改正に関連して、以下のとおり、必要な規定の新設等を行うものです。

a. 一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成29年10月1日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年ごとの10月1日及び同日以後遅滞なく招集される旨の規定を新設するものです。

第27条第3項（投資主総会に関する事項）

b. a.の他、必要があるときは投資主総会を随時招集する旨の規定を新設するものであります。また、変更案第27条第3項に基づき招集された投資主総会の日から25ヵ月を経過する前に開催される投資主総会については、投資主総会の日を公告をすることを要しない旨の規定を新設するものです。

第27条第4項（投資主総会に関する事項）

c. 投資主総会に関する基準日を定めるべく規定を新設するものです。

第27条第9項（投資主総会に関する事項）

d. 投資主総会の決議によって、法令で定める限度において、役員任期を延長し又は短縮することができる旨の規定を新設するものです。

第28条第3項（執行役員および監督役員に関する事項）

e. 諸費用の負担に関する規定において、新投資口予約権の発行費用についての文言を追加するものです。

③補欠の執行役員及び監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間について、規定を新設するものです。

第28条第4項（執行役員および監督役員に関する事項）

#### (2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

# ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人規約の新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行規約	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第4章 資産評価および金銭の分配</b></p> <p>(金銭の分配の方針)</p> <p>第25条 (省 略)</p> <p>② 利益を超えた金銭の分配 前項2にかかわらず、本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益金額に満たない場合で、<u>投資法人の課税の特例の適用要件を充足する目的で出資の戻しを行う場合は、当該適用要件を充足するものとして本投資法人が決定した金額を出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができるものとします。</u></p> <p>③ (省 略)</p> <p>④ (省 略)</p> <p>(投資主総会に関する事項)</p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合には役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、執行役員の1名がこれを招集します。招集については、<u>会日から2月前までに会日を公告し、会日から2週間前までに各投資主に対して通知します。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 資産評価および金銭の分配</b></p> <p>(金銭の分配の方針)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>② 利益を超えた金銭の分配 前項2にかかわらず、本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益金額に満たない場合で、<u>役員会において適切と判断した場合、または本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合は、本投資法人が決定した金額を、投信法の規定に従い、出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができるものとします。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>(投資主総会に関する事項)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合には役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、執行役員の1名がこれを招集します。招集については、<u>平成29年10月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの10月1日及び同日以後遅滞なく招集します。</u></p> <p>④ <u>前項にかかわらず、必要があるときは役員会の決議を経て法令に従い、あらかじめ会日から2ヵ月前までに公告し、会日から2週間前までに各投資主に対して招集します。なお、会日の公告については、前項の定めに従い開催された直前の投資主総</u></p>

現行規約	変更案
<p data-bbox="165 268 365 323">④～⑦ (省 略) (新 設)</p> <p data-bbox="165 592 538 791">⑧ 本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従いあらかじめ公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載されている投資主をもって、その権利を行使すべき投資主とすることができます。</p> <p data-bbox="165 826 365 850">⑨～⑩ (省 略)</p> <p data-bbox="122 885 521 940">(執行役員および監督役員に関する事項) 第28条 (省 略)</p> <p data-bbox="165 944 320 968">② (省 略)</p> <p data-bbox="165 973 538 1145">③ 執行役員および監督役員の任期は、就任後2年とします。ただし、補欠または増員のために選任された執行役員または監督役員の任期は、前任者または在任者の残存期間と同一とします。</p> <p data-bbox="165 1265 275 1289">(新 設)</p>	<p data-bbox="669 153 997 264"><u>会の日から25ヵ月を経過する前に開催される投資主総会については、これを行うことを要しません。</u></p> <p data-bbox="622 269 833 293">⑤～⑧ (現行どおり)</p> <p data-bbox="622 298 997 587">⑨ <u>投資主総会の会日が、1月31日及び7月31日(以下、1月31日及び7月31日を「投資主総会の基準日」といいます。)の翌日から起算して3ヵ月以内の場合には、当該基準日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、投資主総会において権利を行使することができる投資主とします。</u></p> <p data-bbox="622 592 997 820">⑩ <u>前項の規定にかかわらず、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従いあらかじめ公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載されている投資主をもって、その権利を行使すべき投資主とすることができます。</u></p> <p data-bbox="622 825 833 849">⑪～⑫ (現行どおり)</p> <p data-bbox="579 885 978 940">(執行役員および監督役員に関する事項) 第28条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="622 944 799 968">② (現行どおり)</p> <p data-bbox="622 973 997 1259">③ <u>執行役員および監督役員の任期は、就任後2年とします。ただし、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げません。補欠または増員のために選任された執行役員または監督役員の任期は、前任者または在任者の残存期間と同一とします。</u></p> <p data-bbox="622 1265 997 1469">④ <u>補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会において選任された被補欠者である役員の任期が満了する時までとします。ただし、投資主総会の決議によってその期間を短縮するこ</u></p>

現行規約	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 その他</p> <p>(諸費用の負担)</p> <p>第33条 (省 略)</p> <p>② 前項に加え、本投資法人は、次に掲げる費用を負担するものとします。</p> <p>1. 投資口の発行に関する費用</p> <p>2. ～ 10. (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">とを妨げません。</p> <p style="text-align: center;">第7章 その他</p> <p>(諸費用の負担)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>② 前項に加え、本投資法人は、次に掲げる費用を負担するものとします。</p> <p>1. <u>投資口又は新投資口予約権の発行に関する費用</u></p> <p>2. ～ 10. (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員 木暮 康明は、平成27年11月4日をもって任期満了となりますので、新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における執行役員の任期は、平成27年11月5日から2年間となります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 および重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
木暮 康明 (昭和34年5月26日)	平成14年5月 エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社(現SBIアセットマネジメント株式会社)取締役運用本部長兼運用企画部長 平成15年9月 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人執行役員(現任) 平成17年7月 SBIアセットマネジメント株式会社取締役運用本部長兼運用部長兼運用企画部長 平成19年6月 同社 取締役運用本部長兼運用部長 平成19年7月 同社 取締役運用本部長兼運用部長兼運用企画部長 平成22年11月 同社 取締役運用本部長兼運用部長 平成23年4月 同社 代表取締役社長兼運用本部長兼運用部長 平成24年6月 同社 代表取締役社長兼運用部長 平成25年6月 同社 取締役運用部長 平成25年10月 同社 取締役運用本部長 平成25年12月 同社 取締役運用本部長兼運用部長(現任)	600口

(注) 執行役員の候補者木暮康明は、本投資法人の資産運用会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の取締役運用部長を兼務しておりますが、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第13条に基づき、平成15年9月26日付けで金融庁長官より兼職の承認を得ております。

### 第3号議案：監督役員2名選任の件

監督役員 小西 輝子、高橋 邦明は、平成27年11月4日をもって任期満了となりますので、新たに監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における監督役員の任期は、平成27年11月5日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 および重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
1	小西 輝子 (昭和18年9月16日)	昭和46年4月 弁護士登録 坂本建之助法律事務所勤務 昭和52年7月 婦人総合法律事務所(現お茶の水 共同法律事務所) 共同経営 昭和61年10月 小西輝子法律事務所開設(現任) 平成14年3月 ベンチャー・リヴァイタライズ証 券投資法人監督役員(現任)	0 口
2	高橋 邦明 (昭和44年5月18日)	昭和63年4月 気象庁入庁(運輸技官) 平成12年4月 弁護士・弁理士登録 松井小川法律特許事務所勤務 平成14年2月 物理法律特許事務所開設 平成14年3月 ベンチャー・リヴァイタライズ証 券投資法人監督役員(現任) 平成15年6月 ホープ法律事務所共同経営(現任)	0 口

(注) 各監督役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第91条第1項および本投資法人規約第27条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

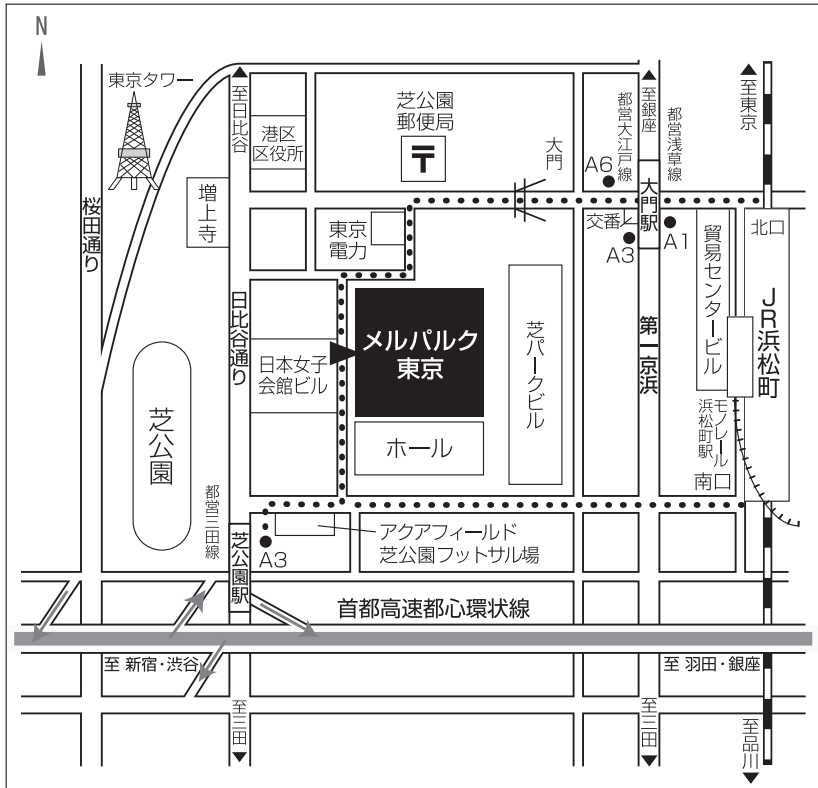
以 上

# 投資主総会会場ご案内図

## メルパルク東京

〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号

代表 TEL. 03-3433-7211



### 交通のご案内

- JR  
浜松町駅(北口)又は(南口) S5階段「金杉橋方面」から徒歩8分
- モノレール  
浜松町駅(北口)から徒歩8分
- 地下鉄  
芝公園駅(都営三田線)A3出口から徒歩2分  
大門駅(都営浅草線「京浜急行乗入」、都営大江戸線)  
A3出口から徒歩4分 A6出口から徒歩4分 A1出口から徒歩5分